

児童虐待防止のための指針

カラフルハウス北砂教室

児童虐待防止のための指針

1.基本方針

児童虐待は子どもの心身成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれる世代間連鎖のおそれもあり、子どもに関する最も重大な権利侵害である。当社では、児童虐待防止法の理念に基づき、児童の人権擁護、虐待防止等の目的のため、児童に対する虐待の禁止はもちろんのこと、予防および早期発見のための措置を定め、全ての職員がこれらを認識、遵守して業務にあたることとする。

2.児童虐待の定義

(1) 身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ または生じる恐れのある暴行を加えること。

(2) 性的虐待・ 家庭内性暴力

子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。

(3) グレレクト (保護の怠慢・拒否)

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、 保護者以外の同居人による児童虐待の行為と同様の行為の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。

(4) 心理的虐待

子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者 (婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) に対する暴力その他の子どもに著しい心理的傷を与える言動を行うこと。

3.虐待防止委員会の設置

虐待等の発生の防止。早期発見に加え、虐待が発生または虐待が疑われる事案を発見した場合は、その声発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的に「虐待防止委員会」(以下、委員会)を設置する。

なお、当委員会は、身体的拘束適正化のため委員会等、関係の深い委員会と一体的に行うことができる。

・虐待防止委員長 佐野そのみ

(1) 児童虐待防止委員会の構成委員 委員会の委員は各事業所から選任した職員とし、委員会の委員長は委員の互選により決定する。また、当委員会の委員を各部署における虐待

防止担当者とする。

- (2) 虐待防止委員会は、必要な都度委員長が招集を行う。
- (3) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。
- ①虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ②職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること。
- ③虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ④虐待が発生した場合の対応に関すること。
- ⑤虐待の発生原因分析と再発防止に関すること。
- ⑥虐待に関する基本理念、行動規範及び職員への周知に関すること。

4.委員会の審議事項

児童虐待防止のための職員研修に関する基本方針

児童の人権擁護及び児童虐待防止のための職員に対する研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及。啓発するものであるとともに、人権擁護及び児童虐待防止を徹底する内容とし、以下の通り実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育。研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5.虐待が発生。発見した場合の対応方法に関する基本方針

利用児本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、児童虐待防止対応規定に基づき、対応する。

また、職員は虐待を発見した際、児童虐待防止法に基づき、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の除去に努めることとする。また、緊急性の高い事案の場合には、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6.利用児等に対する当該指針の閲覧に関する事項

職員、利用児及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

7.その他児童虐待防止の推進のために必要な事項 児童の人権擁護および児童虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加、利用児の人権擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則 この指針は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。